

余市町放課後児童クラブ

防災・災害発生時対応マニュアル

Ver. 1（令和6年4月1日策定）

目次

はじめに.....	3
1. 立地環境の把握、避難訓練等の実施	4
1.1 立地環境のハザードリスクの把握	4
1.2 防災に関する施設・設備・備品の安全点検.....	4
1.3 避難訓練等の実施	5
2.緊急連絡・児童引渡し体制の整備	6
2.1 保護者への連絡手段の確保.....	6
2.2 保護者への児童の引渡し方法の設定	6
3. 火災への対応	8
3.1 避難訓練（火災の場合）	8
3.2 火災への対応.....	8
4. 地震・津波災害への対応	10
4.1 避難訓練（地震・津波災害の場合）	10
4.2 地震災害への対応	10
4.3 津波警報が発令された場合	13
5. 気象災害への対応	14
5.1 気象情報の情報収集	14
5.2 気象災害への対応	15
5.3 気象災害（警報等発令時）に係る注意事項.....	16
6. 原子力災害への対応	20
6.1 余市町における原子力災害対応	20
6.2 原子力災害に備えた対策.....	20
6.3 原子力災害への対応	21
別紙 児童帰宅・引き渡し確認表	23
別紙 避難訓練の要領～火災の場合～.....	24
別紙 火災発生時の対応フロー	25
別紙 119番通報（消防車の要請）手順.....	26
別紙 避難訓練の要領～地震・津波の場合～	27
別紙 地震・津波発生時の対応フロー（避難実施時）	28
別紙 放課後クラブにおける原子力災害についての役割.....	29

別紙 原子力災害時の情報連絡体制.....	30
作成・改訂履歴	31

はじめに

本マニュアルは、「余市町放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）」において、災害による被害発生防止を目的としたものです。クラブの全ての職員は、本マニュアルを熟読の上、日々の活動の中で常に意識し、また災害発生のおそれのあるときや負傷者等が発生した際に本マニュアルに基づいて行動することで、災害による被害発生・拡大の防止に努めてください。

なお、本マニュアルには以下の役割が記載されています。特に自らの役割について認識し、適切に行動できるようにしてください。

- ・ 運営主体：余市町
- ・ 役場担当課：民生部子育て・健康推進課
- ・ 役場担当係：民生部子育て・健康推進課子育て推進係
- ・ 職員：放課後児童支援員及び補助員等、クラブに勤務する全ての人を指します。

ただし、本マニュアルは、クラブで起こりうる全ての災害に対応できるものではありません。日々の活動の中で、マニュアルと実態が異なる場合や、マニュアルに記載されていない課題がある場合には、本マニュアルを見直し、より実践的なマニュアルとなるようにすることが必要なため、そのような場合は、運営主体に改善提案を行ってください。

本マニュアルを活用し、児童の安全を守り、より良い環境を作っていきましょう。

1. 立地環境の把握、避難訓練等の実施

1.1 立地環境のハザードリスクの把握

運営主体は、国土交通省や自治体が公開しているハザードマップ等を参照し、クラブの所在している地域に、以下のような災害が発生する可能性があるかを確認します。被害発生の可能性がある場合には、その想定される被害レベルを合わせて確認します。確認した結果は、避難訓練を実施する際の想定災害の参考とします。

なお、学校・児童館の空き教室でクラブを開業している場合は、各施設の避難確保計画の有無や内容を確認するとともに、当該施設の責任者・職員等と連携のうえ、確認します。

- 地震・液状化
- 洪水
- 内水氾濫
- 土砂災害
- 高潮
- 津波

【国土交通省ハザードマップポータルサイト】

<https://disaportal.gsi.go.jp/>

【余市町防災ガイドマップ】

<https://www.town.yoichi.hokkaido.jp/kurashi/kurashinoyouhou/bousai/2018-0410-1723-1.html>

1.2 防災に関する施設・設備・備品の安全点検

クラブは運営主体と連携しながら、以下のような防災施設・設備が適切に使用できる状態になっているか、使用可能な防災備品が必要な数量保存され、使用できる状態となっているか等、下記の点について、必要に応じて確認の担当者を決定し、定期的な確認を行います。

なお、学校・児童館の空き教室でクラブを開業している場合は、当該施設の責任者・職員等と連携のうえ、確認します。

- 防災備品（ヘルメット、ハンドマイク、誘導ロープ、軍手、懐中電灯、常備薬、飲料水、非常食、ラジオ、マスク、ティッシュペーパー、予備電池等）の数量（人数分、飲食品については人数×3日分）、使用期限・消費期限が適切であるか
- 緊急時の通報装置（送信機、受信機、インターホン）が使用できるか
- 避難経路（防火扉、廊下、階段、非常口）に異常がないか
- 避難器具（屋外階段、避難滑り台、梯子、救助袋）が使用できる状態か
- 消防設備（消火器、消火栓、火災報知器、排煙オペレーター）

- 非常口、防火扉周囲に障害物がないか
- 非常用照明や誘導灯、照明器具の球切れ、破損がないか
- ガス漏れ警報器の電源、有効期限に問題がないか
- 屋外階段、避難すべり台等の周囲に障害物がないか
- 屋外階段、避難すべり台等の劣化がないか

1.3 避難訓練等の実施

クラブは、災害発生時に人命を守るため、以下の点に留意しながら避難訓練を実施します。

なお、学校・児童館の空き教室でクラブを開設している場合は、当該施設の責任者・職員等と連携し、合同実施についても検討のうえ実施します。

- クラブの立地環境におけるハザードリスクも踏まえ、発生するおそれのある災害の種類に応じた避難場所を設定する。
- 設定した避難場所に応じ、クラブからの避難経路図を作成する。
- 安全計画の訓練計画に基づき、定期的に避難訓練を実施する。
- 訓練は、朝、昼、夜といったあらゆる時間帯を想定して実施する。
- 訓練内容は、火災や地震、水害発生時の対応だけでなく、大雨・暴風・大雪等の警報／特別警報が出された場合の対応、救急対応等、多様な訓練を実施する。
- 訓練においては、関係機関への伝達訓練も実施する。

2.緊急連絡・児童引渡し体制の整備

2.1 保護者への連絡手段の確保

災害発生直後は、保護者からの安否確認の連絡が殺到することが予想されます。このことから、災害発生後の各種対応に追われる職員が混乱しないよう、「クラブ→保護者」の一方通行の連絡を基本とした緊急時連絡体制を整え、入会時に保護者へ文書で周知するよう努めます。

また、災害時には、電話が非常につながり難い状況となることが想定されます。クラブから保護者への連絡手段は、メール配信システム、ブログ・掲示板、災害用伝言ダイヤル（NTTが提供する171。利用にはクラブの電話番号が必要です。）等、運営主体とクラブが連携し、緊急時連絡体制を構築しておくことが望ましいです。



伝言ダイヤルの利用方法

総務省 HP「災害時には「災害用伝言サービス」やメールを御活用ください」より引用
(https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban05_01000014.html)

2.2 保護者への児童の引渡し方法の設定

災害発生直後は、保護者が急遽迎えに来る等して、現場が混乱することが予想されます。

このことから、クラブは、あらかじめ、災害時における児童の帰宅方法を保護者に確認・共有するとともに、児童の帰宅や保護者への引き渡しが円滑に行われるよう、別紙（本マニュアル末尾）の「児童帰宅・引き渡し確認表」を事前に作成し、災害時には活用を図ります。

また、実際に災害が発生した際には、児童の帰宅措置をとるか、クラブ等にて待機するか
の判断をしたうえで、児童の帰宅措置をとる場合においても、以下の状況では、保護者への引渡しを原則とします。保護者以外の方が引き取りに来た場合は、必ず保護者に確認を行います。

- 震度 5 弱以上の地震が発生した場合および大津波警報・津波警報が発令された場合
- 何らかの被害等により事業の継続が困難な場合や二次避難先へ避難した場合
- 支援を必要とする児童の引き渡しの場合

3. 火災への対応

3.1 避難訓練（火災の場合）

災害発生に備え、下記の点に留意するとともに、別紙（本マニュアル末尾）の「避難訓練の要領～火災の場合～」に沿って、避難訓練を行います。

なお、学校・児童館の空き教室でクラブを開設している場合は、当該施設の責任者・職員等と連携し、合同実施についても検討のうえ実施します。

- 日頃から、非常ベル、避難口、消防機器の位置や動作等を確認するとともに、避難場所（及び緊急時の集合場所）、避難の経路・児童の誘導方法を確認し、職員で適時訓練を行うこと
- 避難訓練にあたっては、実践に即した態度で行動し、避難指示を的確に行うこと
- 避難訓練にあたっては、非常ベルの鳴らし方、119番通報（消防車の要請）の方法を確認するとともに、消防（学校・児童館の空き教室でクラブを開設している場合は、当該施設の責任者・職員等）に事前連絡のうえ、非常ベルを鳴らす、119番通報（訓練）を行う等の訓練を行うこと。

3.2 火災への対応

火災が発生した際には、下記の事項に留意しながら、別紙（本マニュアル末尾）の「火災発生時の対応フロー」に基づき対応します。

なお、学校・児童館の空き教室でクラブを開設している場合は、当該施設の責任者・職員等と連携のうえ、対応します。

3.2.1 火災対応の基本

① 早く知らせる

「火事だ」と大声で助けを求める。小さな火事でもただちに119番通報（消防車の要請）する。

② 早く消火する

出火から3分以内に消火器で消火する。

③ 早く逃げる

天井に火が燃え移ったら、消火をあきらめて避難する。

避難する際には、燃えている部屋のドアや窓を閉めて、空気を絶つようにする。

3.2.2 初期消火対応

職員は、出火を確認した場合、以下の手順で初期消火を試みます。ただし、消火が困難と判断（天井まで炎が届いているとき等）した場合には、無理に消火活動を続けず、速やかに

避難します。

- ① 出火場所を確認する。
- ② 火元が判明し、初期消火が可能ならば、消火器等で素早く火の始末をする。消火器がなければ濡らしたシーツやバスタオルを使って消火する。
- ③ 電気器具はスイッチを切り、コードは抜く。ガスを使用している場合は元栓を閉める。

3.2.3 119番通報（消防車の要請）

119番通報（消防車の要請）は、別紙（本マニュアル末尾）の「119番通報（消防車の要請）手順」に沿って対応します。

3.2.4 安全な場所への避難

初期消火できず、119番通報（消防車の要請）を行った場合には、人的被害の発生を抑えるため、職員は、下記の手順に基づき、児童を連れ、安全な場所に避難します。

- ① **安全な場所（避難場所等）へ避難誘導する。**
 - ・ 逃げ遅れの児童がないか確認する。
 - ・ 窓ガラス、出入口ドアを閉めてから避難する。
 - ・ 移動の際は出火場所と反対方向に移動し、風下向かってに避難する。
 - ・ 支援を要する児童については、十分に配慮し、職員が誘導等を行う。
- ② **避難のときは、「お・は・し・も」に加え、「体を低くして！」、「煙を吸わないように！」などのことば掛けを行う。**
 - ・ ハンカチ等で口や鼻を覆う。ないときは手で口や鼻を覆う。
 - ・ 煙は高いところ上がるため、できるだけ姿勢を低くする。
 - ・ 煙が充満すると周りが見えなくなるため、屋内では壁伝いに移動する。

4. 地震・津波災害への対応

4.1 避難訓練（地震・津波災害の場合）

災害発生に備え、日常的に下記のような基本的な地震対策を実施するとともに、別紙（本マニュアル末尾）の「避難訓練の要領～地震・津波の場合～」に沿って、避難訓練を行います。

なお、学校・児童館の空き教室でクラブを開設している場合は、当該施設の責任者・職員等と連携し、合同実施についても検討のうえ実施します。

- 備品（非常持ち出し袋等）の設置場所を、すぐに取り出しやすい場所とする。
- 転倒時に出入り口をふさがないように、家具等を出入り口から離れた場所におく。
- 転倒を防止するため、じゅうたんやたたみには背の高い書棚等を置かない。
- 重いものは書棚等の下段に収納する。
- 背の高い家具の上には、落下した際に危険な物（ガラス製、金属製の物等）を置かない。
- 什器や照明器具を固定する。
- 耐震金具は頑丈な壁を選んで取り付ける。
- 金具を使えないときは粘着テープで固定する。
- 家具と天井のすき間に転倒防止ポールを設置したり、段ボール等でうめる。
- テレビと台は、バンドで固定する等、転倒防止グッズを利用する。
- ピアノは転倒防止のため専用の金具で固定する。
- つり下げ式の照明器具は、チェーンで固定する。
- ガラスに飛散防止フィルムを貼る。
- 津波の危険がある場合の避難場所を決めておく（特に小さな児童が無理なく速やかに移動できる場所を設定する）。
- 間違った情報に惑わされないよう、テレビやラジオ、防災行政無線等から正しい情報を得るようにする。

4.2 地震災害への対応

地震が発生し、下記の事項に留意しながら、避難する場合は別紙（本マニュアル末尾）の「地震・津波発生時の対応フロー」に基づき対応を行います。

なお、学校・児童館の空き教室でクラブを開設している場合は、当該施設の責任者・職員等と連携のうえ、対応します。

4.2.1 開所前に地震が発生した場合

① 揺れが比較的小さかった（震度4以下の）場合

平日は、通常下校や一斉下校などでクラブに児童が来所します。また休業日も、原則、通常どおり受け入れます。

開所や対応の判断が難しい場合は、運営主体に指示を仰ぎます。

② 揺れが大きかった（震度 5 弱以上の）場合

児童は小学校で留め置かれ、保護者の引取りとなります。児童はクラブに来所しないため、原則、閉所とします。学校休業日の場合も、あらかじめ保護者に連絡し、閉所とします。

開所や対応の判断が難しい場合は、運営主体に指示を仰ぎます。また、職員自身も命を守る行動をとります。

4.2.2 クラブに向かっている途中で地震が発生した場合

クラブにおいては、帰宅する児童と来所する児童の状況・所在確認が必要となります。

来所する児童はクラブで受入れ、保護者に連絡のうえ、避難行動等を職員と共に行います。

利用予定であったにも関わらず、来所しない児童については、保護者に連絡し、所在確認を行います。

また、来所・帰宅途中で地震が行った場合でも、児童が下記のような「我が身を守る」適切な行動を行えるよう、日頃から児童に教育・指導を行っておきます。

- 揺れている間は、ランドセル・カバン等で頭を守る。
- ガラス飛散のおそれがあるため、ガラスのある建物から離れる。
- 転倒してくるおそれがあるため、ブロック塀や自動販売機から離れる。
- 感電のおそれがあるため、切れた電線に触らない。
- 距離や道程を考え、学校かクラブに避難する。恐怖を感じるレベルの揺れであれば、直接グラウンド等の広い場所へ避難する。
- 動けない場合は、可能な限り、安全で人目につく場所にて待つ。ただし、不用意に移動しないこと。

4.2.3 クラブ開所中に地震が発生した場合

① 地震発生時の対応（屋内）

まず身の安全を守る

丈夫なテーブルや机の下に身を伏せて、揺れがおさまるのを待つ。テーブル等が近くにないときは、座布団やクッションで頭を守る。まずは、身の安全を守ることが重要。

火の始末をする

揺れが小さい時はすぐに、揺れが大きい時には揺れがおさまってから火を消す。慌ててやけどをしないように落ち着いて火の始末をする。また、ガスの元栓を閉め、念のため電気のブレーカーを切る。

ドアや窓を開け出口を確保

地震で建物がゆがんでドアが開かなくなることがある。外に避難できるように出口を確保する。その際、ドアが再び閉まらないように手近なものを挟み込んでおくとうい。

あわてて外に飛び出さない

あわてて外に飛び出すと、窓ガラスの破片等が落ちてきて思わぬケガをすることがある。周りの状況をよく確かめて、落ち着いて行動する。

ガラスや上から物が落ちるような場所を避け、児童を1か所に集める

割れたガラスの破片等でケガをするおそれがある。室内であっても靴を履くか、スリッパや厚手の靴下を必ず履くようにする。ガラスが飛び散らないように、すぐにカーテンを閉める。その上で、揺れがおさまってから、安全な場所に児童を集める。

② 地震発生時の対応（屋外）

安全を確保する

遊具等で遊んでいる児童は中断させます。また、児童を分散させないようにし、落下物等の少ない安全な場所に移動させます。児童を安全な場所に集めたら、職員が児童を囲むなどして安心感を与え、児童の気持ちを落ち着かせます。

避難・誘導を行う。

避難・誘導の際、以下の点に留意します。

- ・ 地割れが発生している場合には近づかないようにする。
- ・ 建物等からの落下物が予測される場所にも近づかないようにする。
- ・ 橋や遊歩道はできるだけ避けるべきだが、やむを得ず渡る・通る場合には、急いで渡るようにする。
- ・ 移動の際には、ブロック塀や自動販売機が倒れて下敷きになるおそれがあるため、地震が起きたらすぐにブロック塀等のそばから離れる。
- ・ たれ下がった電線には触れないようにする。

4.2.4 揺れが収まった後の対応

緊急対応

児童の安全確保、応急手当、所在と安否確認、施設・設備の被害状況点検を行います。

運営の継続・停止の判断

緊急対応後、施設・設備に異常がなければ通常どおり開設を継続します。

事業の継続が困難な場合、運営主体に連絡のうえ、避難を検討するとともに、保護者に迎えを依頼します。

避難する

建物の立地や耐震構造等を踏まえ、施設の異常（建物のゆがみ、壁の崩落等）、近隣の状況（火災や建物の崩落等）、津波の危険性などをもとに総合的に判断し、運営主体の指示があった場合・危険が想定される場合は、児童を避難場所へ誘導します。

なお、揺れが大きかった（震度 5 弱以上の）場合、津波警報の発令を確認し、津波警報が発令された場合は、運営主体の指示を待つことなく、即時避難を行います（「4.3 津波警報が発令された場合」を参照。）。

保護者への引き渡し

運営の停止を判断した場合は、児童をクラブや避難場所に留め置き、児童を保護者へと引き渡しを原則とし、児童全員の引渡しが完了するまで迎えを待ちます。

4.3 津波警報が発令された場合

津波警報が発令された場合は、定められた避難場所へ避難します。この際、自動車での避難は極力控えます。また、一度避難したら、安全が十分に確認できるまで戻らないようにします。

避難場所にて保護者等による引取りを実施し、児童を帰宅させます。ただし、津波が切迫している場合には、退避場所に留まるよう促します。

なお、避難場所については、日常的に、「余市町防災マップ」の指定緊急避難場所等を確認しておく他、学校・児童館の空き教室でクラブを開設している場合は、各施設の避難確保計画における避難先等を確認しておきます。

5. 気象災害への対応

5.1 気象情報の情報収集

局所的に発生する集中豪雨は予測が困難であり、注意報や警報等は急に出ることがあることから、運営主体・職員は常時、警報等の情報に気を付ける必要があります。

【参考：主な警報の種類及び発表基準】

種類		基準要素	警報
大雨警報 (浸水害)	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報(土砂災害)」、「大雨警報(浸水害)」又は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」のように発表します。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続します。	表面雨量 指数基準	11
大雨警報 (土砂災害)	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報(土砂災害)」、「大雨警報(浸水害)」又は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」のように発表します。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続します。	土壌雨量 指数基準	138
大雪警報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 50cm
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。	平均風速	(陸上) 18m/s
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。暴風による重大な災害のおそれに加え、暴風で雪が舞って視界が遮られることによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかけます。ただし「大雪+暴風」の意味ではなく、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときには大雪警報を発表します。	平均風速	(陸上) 16m/s 雪による 視程障害 を伴う

※発表官署：札幌管区气象台（令和6年5月23日現在）

また、土砂災害は、一瞬にして起こることから、土砂災害警戒情報に注意するとともに、斜面の状況にも注意を払い、普段とは異なる状況に気がついた場合には直ちに安全な場所に避難します。児童の人数、年齢、身体状況によっては逃げ遅れるおそれがあるため、早めの避難を心がける必要があります。

その他、職員は、以下のような危険な前ぶれ（前兆現象）を察知し、行動をとるようにします。

- 川の水かさが急激に上昇する。
- 水が濁り、流木等が流れてくる。
- がけから音がする。小石が落ちてくる。
- 斜面にひび割れや変形がある。
- がけや斜面から水が噴出している。
- がけからの水が濁っている。
- 山がミシミシと音をたてる。
- 雨が降り続けているのに川の水位が下がっている（鉄砲水の前兆）。

5.2 気象災害への対応

警報等に基づき、気象災害が予測される場合には、運営主体に判断を仰ぎ、必要に応じてクラブの開設の見合わせを行います。

また、クラブ開設中に気象災害が発生した場合は、児童をクラブに待機させ、保護者のお迎えを原則とします。

なお、学校・児童館の空き教室でクラブを開設している場合は、当該施設の責任者・職員等と連携のうえ、クラブ開設の実施を判断します。

5.2.1 クラブ開設の判断

【学校のある日】

- ・ 職員会議等で、対応方針が決定されることから、クラブの開設見合わせは、学校の授業打ち切り等の決定に従います。
- ・ 学校が方面別下校や授業打ち切り・集団下校などを判断した場合は、原則、クラブ開設は行わないこととします。
ただし、保護者のお迎えまで、児童が待機する必要があるときは、児童をクラブで受入れ、最終帰宅時刻まで保護者のお迎えを待ちます。

【学校が朝から臨時休校の場合】

- ・ クラブの開設は行いません。
- ・ 学校が臨時休校の日は、クラブの開設も見合わせとなる旨、事前に保護者に周知します（入会時、「放課後児童クラブ入会にあたって」にて周知しています。）。

【休業日開設の場合】

- ・土曜日、長期休暇中など、学校の休業日にクラブ開設する日については、警報が発令された場合は、原則、クラブ開設は行いません。
- ・ただし、時間帯を変更することで開設が可能な場合は、開設時間を遅らせる等の対応を行います。
- ・クラブを開設しない、開設時間を遅らせる等の判断は、午前7時までに運営主体が行います。この場合、各クラブの職員が分担し、速やかに保護者に周知します。

5.3 気象災害（警報等発令時）に係る注意事項

5.3.1 気象警報等発令時の準備等

① 火災予防の対応（暴風警報の場合）

暴風警報が発令された場合、以下の点を確認します。

- 火元を点検し、ガスの閉栓や電熱器具を切るなど、不要な火気の使用を制限する。
- 火災の発生を防ぐため、その他危険物の保管、設置について緊急チェックを行う。

② 救護活動の準備

気象警報が発令された場合、以下の点を確認します。

- 必要な衛生材料（ガーゼ、包帯等）が備蓄されているかを点検する。
- 担架、車椅子、搬送用ゴムボート等救護運搬用具が揃っているか確認しておく。
- 児童の健康状態を確認し、各々に対応した救護活動を準備し、避難が必要になったときに備える。

③ 緊急物資確保の準備

気象警報が発令された場合、以下の点を確認・対応します。

- 備蓄してある食料や機材等を点検し、児童数に対して補充が必要なものは緊急に確保するよう努める。

④ 生活用品の保護

気象警報が発令された場合、以下の点を確認・対応します。

- 浸水などのおそれがある場合には、備品、食料品、衣類、寝具等の生活用品を高い場所へ移動させておく。

⑤ 避難誘導の準備

気象警報が発令された場合、以下の点を確認・対応します。

- 児童の避難方法、点呼などの安全確認方法、持出品、責任者等、現在いる職員での対応について確認しておく。
- 避難経路、避難方法について確認し、対応や手順について打ち合わせしておく。

5.3.2 洪水・土砂災害への対応

① 避難手段の準備

河川がはん濫した場合は、車での脱出は困難となることがあります。車での避難が必要となる可能性がある場合、河川のはん濫前の避難を検討します。

② 避難経路の安全性確認

あらかじめ複数の安全な避難経路を検討・決定しておき、避難時には、自治体からの情報やテレビ、ラジオ等の報道からの情報に注意し、最も安全な経路で避難します。

③ 誘導方法の確認

屋外に避難する必要があるときには、児童の服装を検討し、防寒などの対応できるか確認します。また、落下物から身を守るためのヘルメット等の装着が必要かどうかも検討します。

④ 避難を実施する場合の対応

避難を開始する際は、速やかに児童に伝えるとともに、職員同士で安全に避難地まで誘導する手順を確認します。

また、避難時は、強風などによる断線した電線等に注意が必要です。

避難所では、被災地区から多くの住民が集まっている可能性があります。どこから避難していったかが分かるようゼッケン、緊急連絡カードの着用等により、児童の所在を確認できるようにし、混乱を防止するような準備をしておきましょう。

避難生活で体調を崩した児童が出た場合は、職員は必要な応急処置を行い、必要に応じて、受け入れ可能な医療機関等へ処置・入院等の協力を依頼します。

⑤ 名簿と安全確保

避難誘導は、可能な限り職員が児童の氏名を名簿等で確認しながら行います。

また、悪条件（雨で冷たい、視界が悪い、足元が悪い、雨音で声が届かない、風が強い等）の中での移動が予想されるため、その状況に応じ、自動車の利用や少人数での移動など、安全な誘導を心がける必要があります。

避難地に着いたら、職員は、直ちに点呼などにより名簿等と照合し、逃げ遅れがない

かを確認します。

⑥ クラブに留まる場合の対応

クラブ内で待機する場合、状況によっては周辺から孤立した状態になることも考えられます。職員は、利用可能な設備や器具、備蓄している飲食品を最大限に利用し、職員同士が協力して児童の安全確保にあたる体制が求められます。

ライフライン停止時は、冷暖房装置が使えなくなり、夏季には、熱中症のリスクが高まる、冬季は児童の保温の必要がある等のことが想定されます。夏季には飲料水や熱中症への応急処置対応の確認等の準備、冬季には毛布、寝具等の準備をしておくことが望ましいです。

5.3.3 竜巻への対応

① 屋内にいる場合

- 建物の最下階に移動する。
- 飛来物の影響を抑えるため、雨戸やシャッター、窓を閉め、カーテンを閉める。
- 窓ガラスからできるだけ離れ、風の通り道やガラスが飛んでくるのを避けられる場所、壁に近い場所に身を寄せる。
- 丈夫な机の下に入るなど、身の回りにある物で頭を守るための避難姿勢をとる。

② 外遊び等で屋外にいる場合

- 鉄筋コンクリート造等、頑丈な建物に避難する。
- 物置やプレハブ（仮設建築物）等には避難しない。

③ 来所、帰宅中の場合

- 屋根瓦等、飛ばされてくるものに注意する。
- 橋や陸橋の下には行かない。
- 近くの頑丈な建物や地下等に避難する。建物に避難できない場合は、くぼみ等に身を伏せ、横風を受けないようにする。

5.3.4 雷への対応

① 屋内にいる場合

- 鉄筋コンクリート造の内部は比較的安全なため、特段の対応は不要。
- 木造建築の内部も基本的に安全だが、全ての電気器具、天井・壁から1 m以上離れることが望ましい。

② 外遊び等で屋外にいる場合

- 屋外活動をしている場合には、速やかに中断し、屋内に避難する。
- 近くに避難する場所がない場合には、低い場所を探してしゃがむなど、できるだけ姿勢を低くするとともに、地面との接地面をできる限り少なくする。
- 電柱、煙突、鉄塔、建築物等の高い物体の最上部を45度以上の角度で見上げる範囲で、その物体から4m以上離れたところに退避する。
- 高い木の近くは危険なため、最低でも木の全ての幹、枝、葉から2m以上離れる。

③ 来所、帰宅中の場合

- 帰宅時間帯の場合は、素早く情報を収集し、必要に応じて当クラブに児童を待機させる。この際、施設長は、対応内容を保護者等に連絡する。
- 安全計画に基づき、以下の点について児童に安全教育を実施しておく
 - ・ 来所・帰宅時に発生した場合には、近くの安全な場所に避難し、無理に屋外を移動しないよう、児童に教育しておく。
 - ・ 自転車に乗っている場合は、すぐに降りて姿勢を低くし、安全な場所に避難するよう児童に教育しておく。

6. 原子力災害への対応

6.1 余市町における原子力災害対応

泊発電所において、警戒事象及び特定事象が発生した場合、警戒事象にあつては、余市町に対して、国、道を経由し通報され、特定事象にあつては、原子力防災管理者並びに国、道を経由し通報されます。

なお、特定事象発生後、緊急事態応急対策拠点施設である北海道原子力防災センター（以下「オフサイトセンター」という。）に国、道、関係町村が参集することとなるため、その後の事故情報や原子力事業者の応急対策活動の状況及び町で実施する応急対策活動の状況などは現地事故対策連絡会議や原子力災害合同対策協議会を通じて、相互の連絡を密にすることとされています。

【参考：施設等の概要】

施設名	若あゆクラブ (余市町立黒川小学校内)	強い子クラブ (余市町立大川小学校内)	なかよしクラブ (余市町立沢町小学校内)
所在地	余市町黒川町 9 丁目 147	余市町大川町 10 丁目 1	余市町沢町 4 丁目 22
建築年 (構造)	1983 年 (鉄筋コンクリート・鉄骨・鉄筋)	1973 年 (鉄筋コンクリート・鉄骨)	2003 年 (鉄骨・鉄筋コンクリート)
延床面積	8,551 m ² (1~4 組:各 68 m ²)	5,332 m ² (1 組:88 m ² 2~3 組:63.2 m ²)	5,057 m ² (1 組:54 m ² 2 組 69.6 m ²)
防災施設の指定	地域防災計画において避難所指定	地域防災計画において避難所指定	地域防災計画において避難所指定
近隣の避難場所			
車両の保有状況	無（職員の自家用車のみ）	無（職員の自家用車のみ）	無（職員の自家用車のみ）

6.2 原子力災害に備えた対策

原子力災害は、放射線による被ばくが通常五感には感じられないことや被ばくの程度が自ら判断できません。

また、災害に対処するためには放射線等に関する知識を必要とすること等から、下記のとおり、適切な行動の確保と混乱の防止を図るよう、災害に備えた対策に努める必要があります。

なお、学校・児童館の空き教室でクラブを開設している場合は、当該施設の責任者・職員等と連携のうえ、対応を行います。

□ 施設・設備等の点検・確認

自治体と連携し、施設・設備や近隣の危険箇所を点検・確認に努める。特に、冬期間における道路の除排雪や堆雪場所等の状況確認に留意する。

□ **災害用品等の整備**

自治体と連携し、災害用品等の整備に努める。

□ **原子力防災訓練への参加**

自治体が国、原子力事業者及び防災関係機関と連携して実施する原子力防災訓練に参加し、地域におけるオフサイトセンターとしての果たすべき役割や職員の役割に応じた行動を確認するとともに、児童が原子力災害時に安全に退避等を行える能力を身につける。

6.3 原子力災害への対応

6.3.1 原子力災害時の対応

原子力災害に対しては、自治体等の指示に従い、下記の対応を行うことが想定されます。

① **帰宅**

緊急時活動レベルの設定により、事故・事象の発生から早期に災害対策を講じることが可能と考えられるため、児童は原則、帰宅させます。

② **屋内退避**

屋内に退避することは、屋根や壁等で放射線を遮ることとなるので、外部被ばくを低減させる効果があります。

また、屋内の気密性を高めることで、放射性物質の侵入を抑え、内部被ばくを抑えることもできます。

③ **コンクリート屋内退避**

コンクリート建物は、木造家屋よりも放射線の遮へい効果が大きく、一般的に気密性も高いので、内部・外部被ばくの防護効果が高いと考えられます。

④ **避難**

空間放射線量率が高いまたは高くなる恐れのある地点から速やかに離れるため、緊急実施をします。

⑤ **一時移転**

緊急の退避が必要な場合と比較して、空間放射線量率が低い地域ではありますが、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施します。

6.3.2 原子力災害時におけるクラブの役割

クラブにおける原子力災害に備えての役割及び災害時の役割は、別紙（本マニュアル末尾）の「放課後児童クラブにおける原子力災害についての役割」のとおりです。

6.3.3 原子力災害時の連絡体制

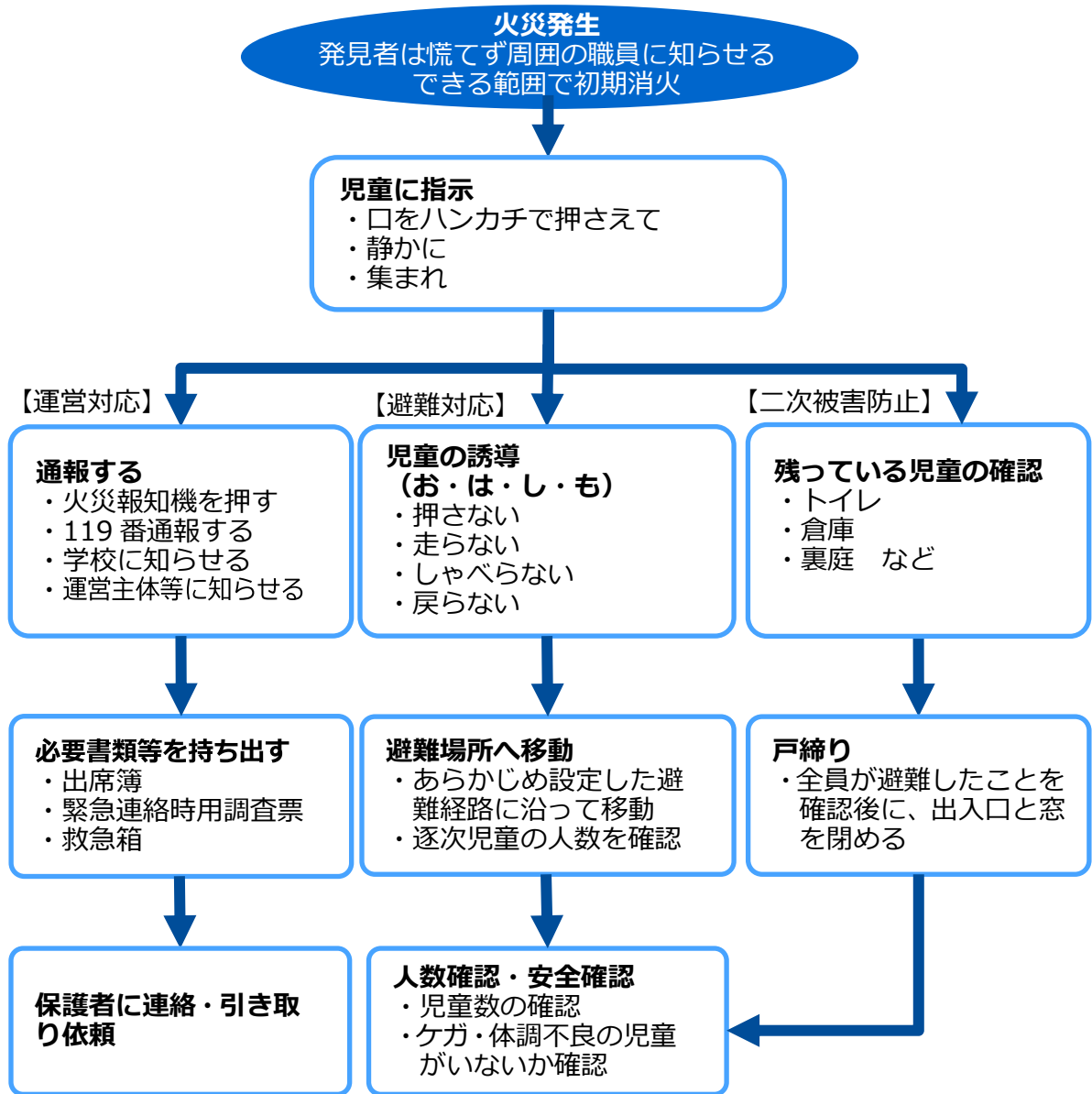
別紙（本マニュアル末尾）の「原子力災害時の情報連絡体制」のとおりです。

別紙 避難訓練の要領～火災の場合～



<p>目 的</p>	<p>1. 災害時（火災の場合）を想定し、避難場所（及び緊急時の集合場所）を確認するとともに、非常ベル、避難口、消防機器の位置や動作・状況を確認する。</p> <p>2. 非常ベルの鳴らし方、119番通報（消防車の要請）、避難の方法や児童の誘導方法を確認する。</p> <p>3. 児童において、火災を想定し、避難の練習をさせるとともに、注意事項や災害時の行動について指導を行う。</p>		
<p>実施日時</p>	<p>年 月 日（ ） 時 分頃～ 時 分頃</p> <p>※学校・児童館の空き教室でクラブを開設している場合は、当該施設の責任者・職員と連携し、合同開催を検討のうえ、実施を計画すること。</p> <p>※実施日時が決定した場合は、運営主体に報告すること。</p> <p>※不用意に不安を煽らないよう、児童には、事前に避難訓練があることを伝えること。特に誘導に際し支援が必要な児童に対しては、必要な配慮を行うこと。</p> <p>※必要に応じて、保護者にも訓練実施の事前周知を行うこと</p>		
<p>内 容</p>	<p>時間</p>	<p>内 容</p>	<p>担当職員</p>
<p>:</p>		<p>①避難指示・移動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当職員は児童へ火災（訓練）が発生したため、避難するよう指示。 ・部屋の中にいる児童は、廊下に出るように指示。 	
<p>:</p>		<p>②緊急時の集合場所への移動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内放送があったと仮定し、上履きを履いて、あらかじめクラブで決めた集合場所に移動する。 <p>※集合場所（ ）</p>	
<p>:</p>		<p>③人数確認・安全確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の確認（出席簿等を活用）をする。 	
<p>:</p>		<p>④避難場所への移動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所への移動準備 ・移動前に再度児童の確認をする。 	
<p>:</p>		<p>⑤避難・避難場所到着</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定した火災箇所・延焼などを考慮し、経路を確認しながら避難場所まで移動・児童の誘導を行う。 	
<p>119番通報（訓練）の要領</p>	<p>1. 事前の連絡</p> <p>通報訓練を実施する直前に、消防（余市消防署、TEL:0135-23-3711）に連絡し、次のように話す。</p> <p><u>「【所在地、学校・児童館名】の【クラブ名】です。これから119番通報の訓練を行いますので、よろしくお願いいたします。」</u></p> <p>2. 訓練の仕方</p> <p>119番をかけ、ゆっくり落ち着いて、はっきりとした口調で、次のように通報する。</p> <p><u>「訓練・訓練・訓練、火事です。場所は【所在地、学校・児童館名】の【クラブ名】です。【想定した火災状況】です。」</u></p>		

別紙 火災発生時の対応フロー



別紙 119 番通報（消防車の要請）手順

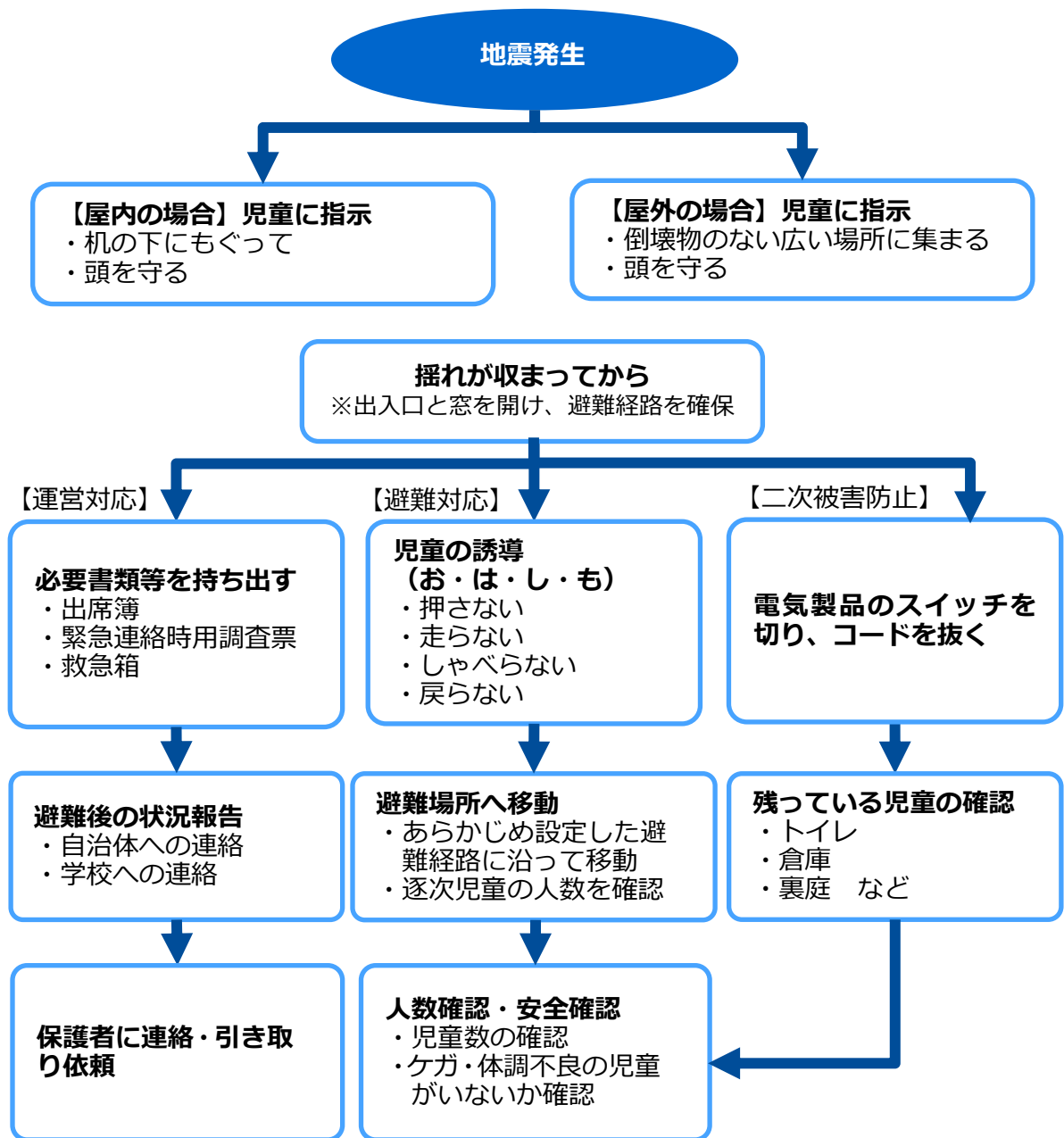
要請手順	
※必要な事項を簡潔に伝えられるようにしましょう。	
①種類	▶ Q. 消防ですか、救急ですか。 A. 消防です。
②場所	▶ 【クラブ名】です。 【クラブ名、所在地、近くの目標物】です。
③通報者	▶ 氏名は【職員名】です。 電話番号は【クラブの電話番号】です。
④被害状況	▶ ○○からの出火です。○○が燃えています。
⑤消防車の案内	①～④を伝え終わったら、目標物や目立つところに立って、消防車が到着したときに、案内する。

別紙 避難訓練の要領～地震・津波の場合～



目的	1. 災害時（地震・津波の場合）を想定し、避難場所（及び緊急時の集合場所）を確認するとともに、避難口、防災機器等の位置や動作・状況を確認する。 2. 避難の方法や児童の誘導方法を確認する。 3. 児童において、地震・津波を想定し、避難の練習をさせるとともに、注意事項や災害時の行動について指導を行う。		
実施日時	年 月 日（ ） 時 分頃～ 時 分頃 ※学校・児童館の空き教室でクラブを開設している場合は、当該施設の責任者・職員と連携し、合同開催を検討のうえ、実施を計画すること。 ※実施日時が決定した場合は、運営主体に報告すること。 ※不用意に不安を煽らないよう、児童には、事前に避難訓練があることを伝えること。特に誘導に際し支援が必要な児童に対しては、必要な配慮を行うこと。 ※必要に応じて、保護者にも訓練実施の事前周知を行うこと		
内容	時間	内容	担当職員
	:	①避難指示・移動 ・担当職員は児童へ地震（訓練）が発生したため、電気の下や背の高い家具等から離れ、可能であればテーブルの下等に頭を隠すよう指示。	
	:	②緊急時の集合場所への移動 ・揺れがおさまり校内放送があったと仮定し、上履きを履いて、あらかじめクラブで決めた集合場所へ移動する。 ※集合場所（ ）	
	:	③人数確認・安全確認 ・児童の確認（出席簿等を活用）をする。	
	:	④避難場所への移動 ・避難場所への移動準備 ・移動前に再度児童の確認をする。	
:	⑤避難・避難場所到着 ・想定した地震被害・津波などを考慮し、経路を確認しながら避難場所まで移動・児童の誘導を行う。		
避難場所	クラブ名		避難場所
	若あゆクラブ（黒川小学校内）		
	強い子クラブ（大川小学校内）		
	なかよしクラブ（沢町小学校内）		

別紙 地震・津波発生時の対応フロー（避難実施時）



別紙 放課後クラブにおける原子力災害についての役割

災害に備えての役割	災害時における役割	担当
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の対応についての個々の役割分担を明確にする。 ・保護者に対して、自然災害時・原子力災害時における対応策や避難場所等について周知徹底を図る。 ・職員全員が、災害時に備えて原子力防災体制について共通理解を図るとともに周知徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校がある日は、学校災害対策本部の指示に従う。 ・学校がない日は、町防災本部の指示に従い、職員が迅速に対応する。 ・学校・町防災本部へ随時状況を報告する。 ・災害活動が迅速かつ適切に行えるよう各担当との連絡調整を行う。 ・各担当からの的確な情報を把握する。 	職員 ()
<ul style="list-style-type: none"> ・情報を迅速かつ的確に伝達できる連絡網を作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用児童家族等との連絡調整を行う。 ・児童の避難状況についての保護者からの問合せに対応する。 ・避難している児童に必要な情報を提供する。 ・各職員からの的確な情報を把握し、学校災害対策本部や町災害対策本部に報告する。 	職員 ()
<p>【帰宅】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、児童は帰宅させる。 <p>【屋内退避】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内退避は、風向き等を配慮し、集合場所等について周知徹底を図る。 <p>【避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震・津波の場合の避難場所または原子力災害の場合の避難場所へ誘導。 	<p>【帰宅】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校対策本部と連携し、児童の状況や地域の実情を踏まえて対応する（集団下校、保護者への引き渡し等）。 ・児童に必要な情報を提供する。 <p>【屋内退避】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童を安全かつ速やかに退避させ、人数を確認する。 ・すべてのカーテンを閉め、換気扇も止める。 ・児童に状況を説明し、次の指示が出るまで待機させる。 <p>【避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校（または町）災害対策本部の指示に従う。 ・児童に状況を説明し、指定された避難場所へ向かうため、手配された車両に手際よく乗車させる。 ・児童がパニックを起こさないよう対応する。 	職員 ()
学校がない日は、町防災本部と連携し、クラブの職員が速やかに対応する。		
<ul style="list-style-type: none"> ・屋内退避マップの作製 ・施設内の安全点検・管理 ・近隣の危険個所の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の被害状況確認 ・被害に対する補修等（開口部の封鎖） ・危険箇所の巡視 ・退避誘導等の支援 	職員 学校職員
<ul style="list-style-type: none"> ・救急用品の確保並びに救急体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者等の保護・応急手当、救護活動 ・関係医療機関との連絡調整 	
<ul style="list-style-type: none"> ・防災用品の備蓄・管理 ・搬入されてくる物資の保管場所を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・町災害対策本部との連携のもと、必要な物資の確保とともに適切に配給する。 	



作成・改訂履歴

作成・改訂日	作成・改訂内容
令和6年4月1日	Ver.1 作成
令和6年5月23日	「5.気象災害への対応：5.1 気象情報の収集」の「【参考：主な警報の種類及び発表基準】の見直し。